

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月8日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

高橋 三義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「その他の事故」を「、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。

第76条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。